平成２２年（フ）第１５５号
茨城県取手市神住846番地１
破産者　四季建こと　千葉　勝明
１　決定年月日　平成23年８月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２４３５号
福岡市博多区吉塚２丁目20番48―306号、前住所福岡市博多区築港本町６番26―403号
破産者　安松　洋子（旧姓吉松）
１　決定年月日　平成23年８月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９０８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋589番地４
破産者　松岡　眞悟
１　決定年月日　平成23年８月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２１０号
福岡市中央区小笹３丁目５番16―902号
破産者　阿部　　修
１　決定年月日　平成23年８月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４２２号
札幌市手稲区曙２条１丁目１番４―201号
破産者　伊藤　　力
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６３５号
横浜市青葉区市ケ尾町1155番地６　パークス市ヶ尾405
破産者　白銀亜木子
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８６号
横浜市中区本牧大里町33番８―219号
破産者　原　　麻紀
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８６６号
横浜市金沢区六浦東１丁目46番２―103号
破産者　關野　亜矢（旧姓須貝・内海）
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７３号
長野県松本市梓川梓6762番地１
破産者　佐原弘一郎
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２６５号
愛知県西尾市吉良町下横須賀荒子45番地
破産者　粕谷養鶏こと　粕谷　哲夫
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５１７号
愛知県岡崎市井内町字桜井７番地１　ＷＩＮＧ１号館102、開始決定時の住所愛知県岡崎市竜美東２丁目９番地15
破産者　森田　信行
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
和歌山県田辺市江川31番43号
破産者　田ノ岡道生
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１０１号
和歌山県田辺市末広町７番51号
破産者　住山　敦美
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第８６９号
熊本県菊池郡大津町大字室1151番地
破産者　大濱りえ子
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７３３号
熊本市坪井５丁目５―２　メゾンド坪井201号、住民票上の住所熊本市坪井４丁目10番８号
破産者　渕上　眞秀
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第９６号
埼玉県さいたま市見沼区大字大谷788―１番地
破産者　株式会社新理研工業所
１　破産債権の届出期間　平成23年９月８日まで
２　一般調査期日　平成23年10月18日午前11時30分
平成23年８月８日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第８５３号
札幌市手稲区曙４条３丁目15番27―506号、破産開始決定時の住所札幌市東区北23条東３丁目５番12号
破産者　笠原　高志
１　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
２　一般調査期日　平成23年10月６日午後３時30分
平成23年８月８日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２５５号
札幌市白石区川下１条６丁目１番２号
破産者　井上　杉芳
１　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
２　一般調査期日　平成23年９月28日午後２時
平成23年８月８日
札幌地方裁判所民事第４部